

職業リハビリテーション

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構
茨城障害者職業センター

平成22年2月8日（月）

1

内容

- 職業リハビリテーションとは
- 福祉から雇用へ
- ジョブコーチによる支援
- 就労移行支援チェックリストの活用



リハビリテーションの理念

リハビリテーションとは、障害を受けた者を、彼がなしうる最大の身体的、精神的、社会的、職業的、経済的な能力を有するまでに回復させることである。

(全米リハビリテーション評議会 1942)

リハビリテーションの4領域

- ◆ 医学リハビリテーション
- ◆ 教育リハビリテーション
- ◆ 社会リハビリテーション
- ◆ 職業リハビリテーション

3

職業リハビリテーションの定義 (ILO)

★ 連続的、総合的リハビリテーションの一局面で障害者が適職を確保し、かつ、それを保持できるようにするための援助、例えば、職業指導、職業訓練、選択職業紹介を含むものである (ILO第99号勧告)

4

職業リハビリテーションの目的(ILO)

すべての障害者を対象として、「障害者が適当な職業に就き、かつ、それを継続できるようにすること」に加え、「適当な職業において向上できるようにすること並びにそれにより障害者の社会への統合又は再統合を促進すること」にある

職業リハビリテーションの活動

- | | |
|---------------|---------|
| ☛ 職業評価 | 職業指導 |
| ☛ 職業準備支援と職業訓練 | 職業紹介 |
| ☛ 保護的雇用 | フォローアップ |

5

わが国の職業リハビリテーション (「障害者の雇用の促進等に関する法律」)

①職業リハビリテーションの定義

障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう

②職業リハビリテーションの原則

- ・職業リハビリテーションの措置は、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならない
- ・職業リハビリテーションの措置は、必要に応じ、医学的リハビリテーション及び社会的リハビリテーションの措置との適切な連携の下に実施されるものとする

6

わが国の職業リハビリテーション

(「障害者の雇用の促進等に関する法律」)

③職業リハビリテーションの対象者

- ・身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者



7

「障害者の雇用の促進等に関する法律」

障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的とする。

- 職業リハビリテーションの推進
(職業指導、職業訓練、職業紹介)
- 障害者雇用の法的義務・障害者雇用率制度
- 障害者雇用率制度に基づく障害者雇用納付金制度の運用

8

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、全都道府県において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化
(※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」 など



障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大



障害者福祉施策等との連携の強化

1 福祉施設における就労支援の現状等の把握

2 「障害者就労支援基盤整備事業」の実施

例「地域職業リハビリテーション推進フォーラム」の活用

3 「地域障害者就労支援事業」の実施

例「障害者就労支援チーム」による支援

4 個別支援を着実につなぐための福祉施設、特別支援学校等との連携の強化

例1 ジョブコーチ支援実施機関との連携

例2 「就労移行支援のためのチェックリスト」の効果的活用

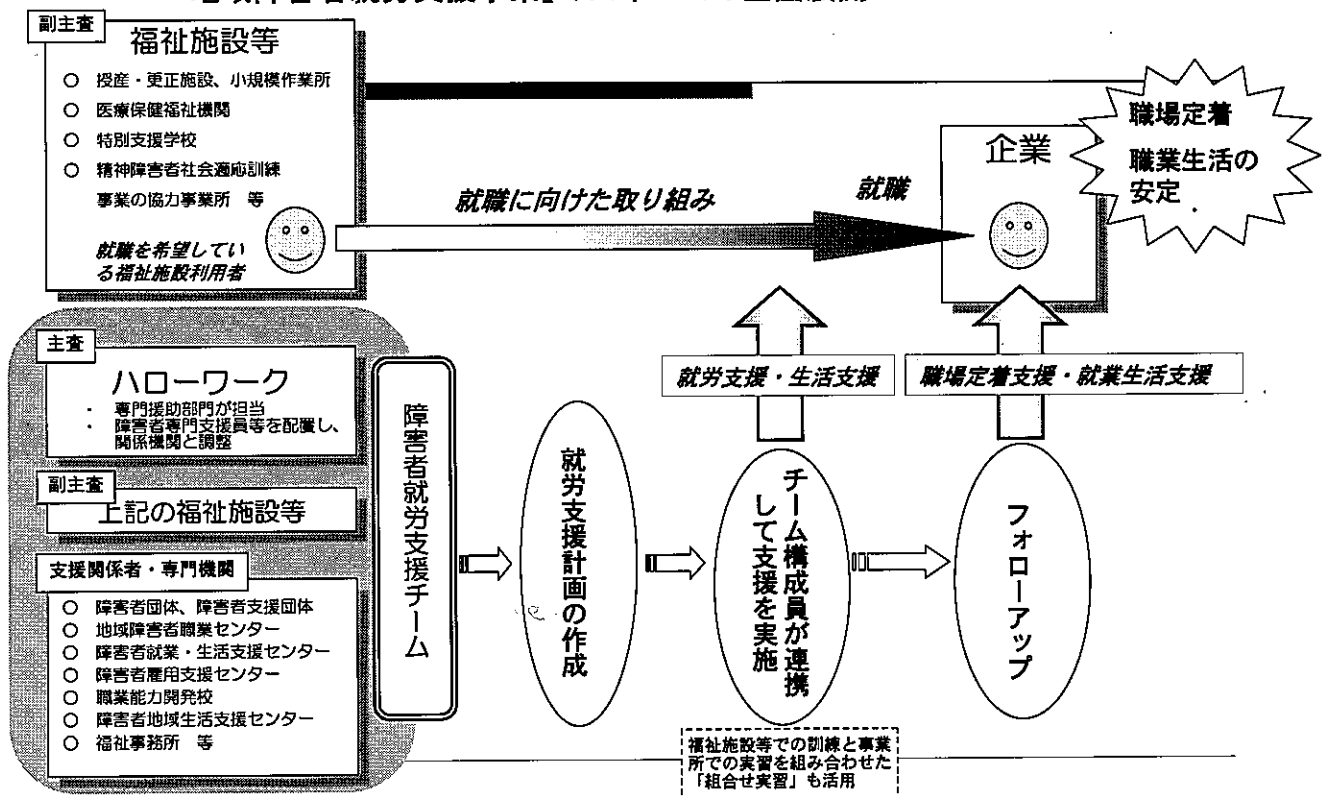
茨城職業リハビリテーション推進フォーラム

- 目的： 職業リハビリテーションに関する共通認識の形成及び地域の職業リハビリテーションネットワークの機能強化
- 対象： 企業、行政、福祉、医療・保健、教育機関等担当者
- 主催： 茨城労働局、茨城県、茨城障害者職業センター
- 日時： 平成22年2月24日(水)13:00～16:00
- 場所： ワークプラザ勝田 大会議室

- (1) 基調講演： 就労の困難性の高い障害者の支援におけるネットワーク形成(茨城県立医療大学 山川講師)
- (2) 茨城県内の就労移行支援の状況(茨城県)
- (3) 障害者の職業紹介状況と障害者雇用施策(茨城労働局)
- (4) 就労移行支援事業所等との連携による就労支援(当センター)
- (5) 質疑応答・その他

ハローワークを中心とした「チーム支援」

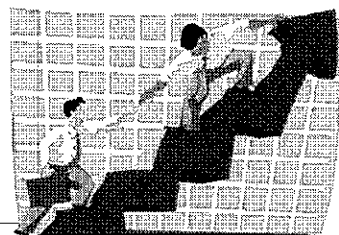
～ 「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開 ～



職場適応援助者(ジョブコーチ) 支援事業とは？

障害のある方が、企業の中で自立して働くための就労支援サービスの一つ

障害者の就職または職場適応に関する課題の改善を図るため、カウンセラーの指示のもと、ジョブコーチによるきめ細やかな人的支援を行う



15

職場適応援助者(ジョブコーチ) による支援事業

障害のある方に対して→事業所に定着できるよう職場内で必要となるスキルの獲得を支援

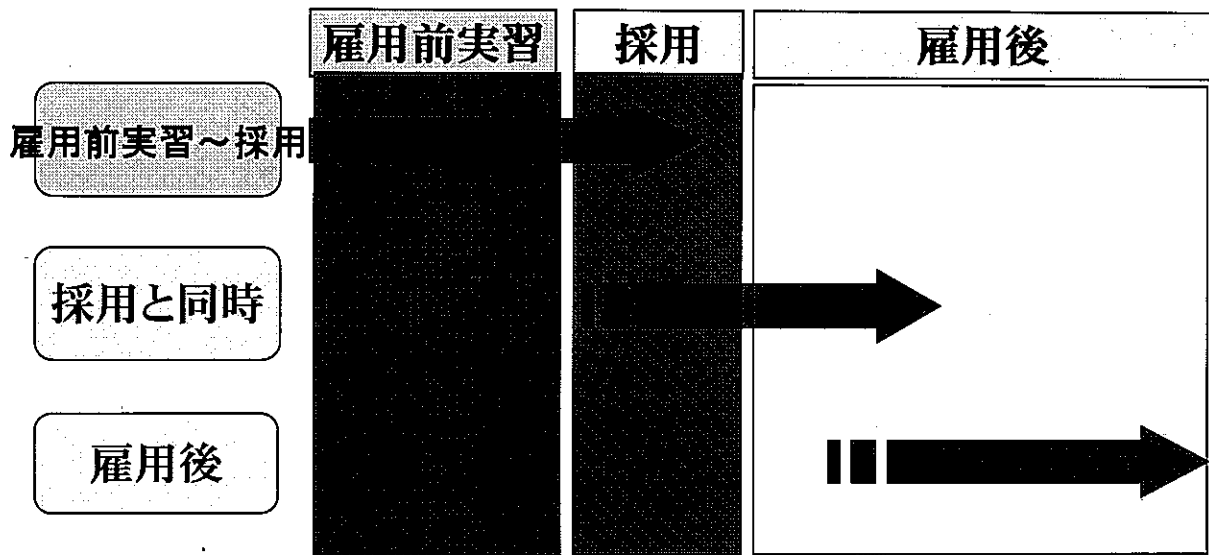
事業主(所)に対して→障害者の特性を説明し、環境整備の方法、適切な雇用管理について助言

家族に対して→
事業所との橋渡し等を援助



ジョブコーチ支援のタイミング

コーディネート～実施までに2週間程度の時間を要す



17

他の援護制度との併用について

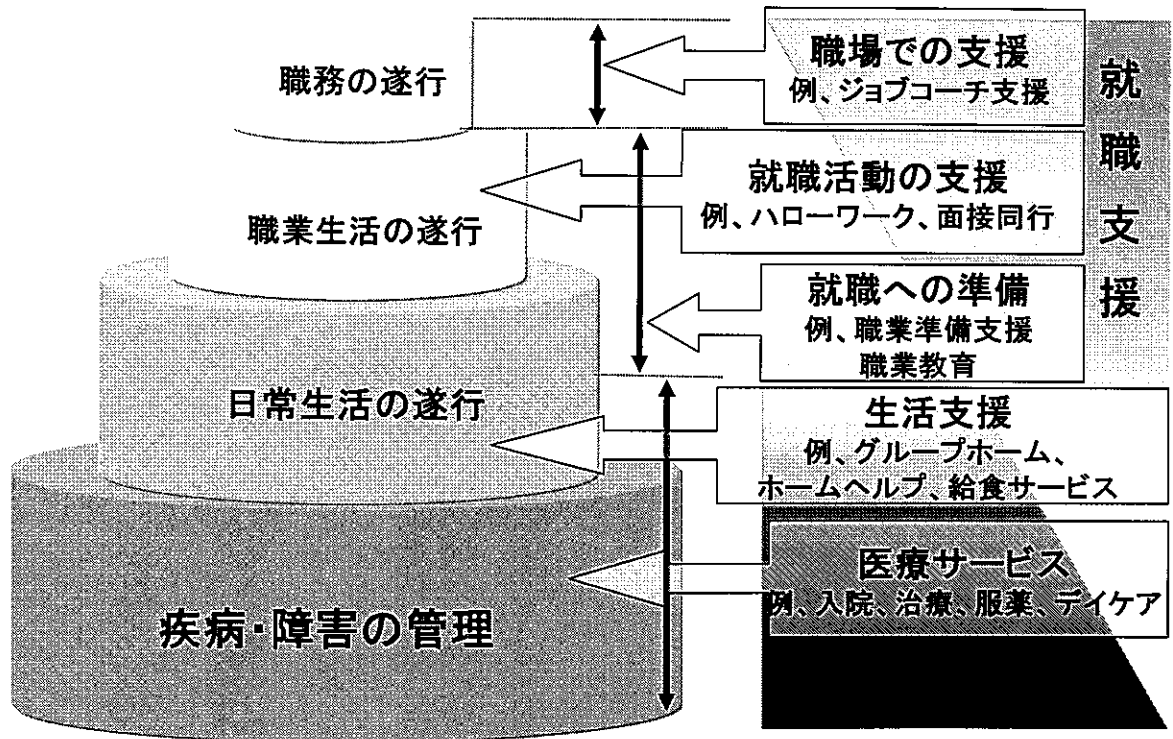
①障害者試行雇用(トライアル雇用)事業、精神障害者ステップアップ雇用、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)、障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)との併用は可能

★雇用前ジョブコーチ支援期間は、実習扱いのため、本人は無給となる。このため、雇用保険を受給しながら実施することが可能

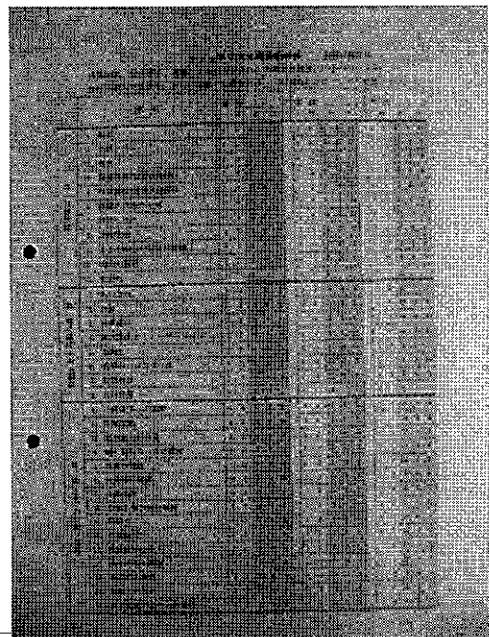
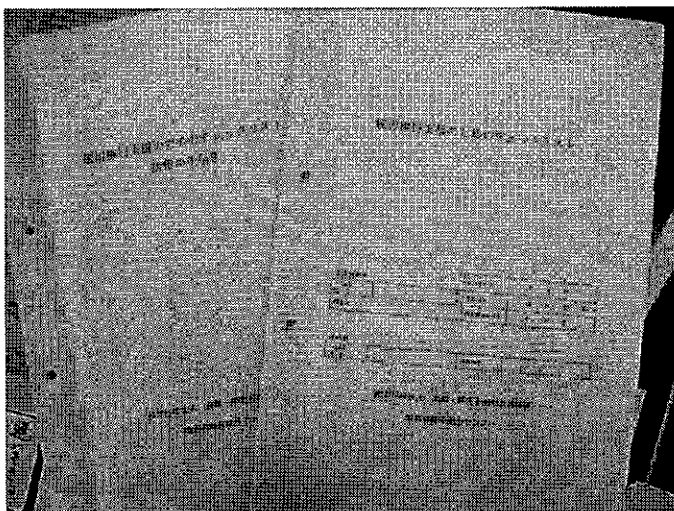
②職場適応訓練、障害者委託訓練との併用不可

18

個人特性の階層構造と支援



就労移行支援チェックリスト



就労移行支援チェックリストの特徴

【目的】

- ・就労移行支援事業者等が個別支援計画を作成し支援を進めて行くにあたって、対象者の現状を把握することにより、支援方法の検討に資すること

★一定期間の観察が必要

【性格】

- ① 個別支援計画を作成し推進するための資料
 - ② 対象者の現状を把握するためのツールの1つ
-

21

就労移行支援チェックリストの構成

① 必須チェック項目(34項目)

- ・日常生活(11項目)
- ・働く場での対人関係(8項目)
- ・働く場での行動・態度(15項目)

② 参考チェック項目(9項目)

★経過を見るため、3回分の結果を記録できる
「チェックリスト経過記録表」が巻末にある

22

職業評価・職業指導

- 職業指導: 障害者に対しては、職業の選択を容易にさせ、職業に対する適応性を向上させるための相談及び指導を行う
- 職業評価: 職業能力、適性を評価し、必要な職業リハビリテーション計画の策定を行う
- 所要時間: 概ね、3時間～5時間程度
必要に応じて、複数日に渡ることもある
- 原則として、本人の状況を把握している家族等の同伴を依頼する

23

職業評価の流れ

- ① 管轄ハローワークでの職業相談 & 求職申し込み
↓
☆ 就労移行支援チェックリストの記入
■ インターネットにて、ダウンロード ■
↓
- ② 管轄ハローワークでの相談後、職業評価が必要と判断された場合には、センターに問い合わせをし予約
↓
- ③ 職業評価の実施(概ね1～2日)
↓
- ④ 障害者指導台帳等を作成し、評価結果を報告
(本人・保護者等の同意を得て、関係機関に送付)

24

施設から就職をめざす時

<確認していただきたいこと>

- 本人の就労意欲は？
- 本人の職業能力(社会生活能力や対人関係等)は？
- 本人の健康(体力)状態は？
- 家族の同意・協力は？
- 生活拠点は？
- その際の生活面での支援は？
- 就労支援は？

★施設から地域社会で職業生活を始める場合、仕事だけでなく、生活面の安定が必須条件となる

このため、さまざまな支援機関とのネットワークを構築し、慎重に準備を整えて行くことが、安定した就労につながることになる

【茨城障害者職業センター】

25

(参考-1)

第1号職場適応援助者(ジョブコーチ)

法人資格要件・養成研修等

高齢・障害者雇用支援機構HP

http://www.jeed.or.jp/disability/employer/subsidy/sub01_helper.html

The screenshot shows a web browser window displaying the JEED website. The page title is "職場適応援助者助成金 - Microsoft Internet Explorer". The URL in the address bar is "http://www.jeed.or.jp/disability/employer/subsidy/sub01_helper.html". The page content includes a navigation menu with items like "トップページ", "機構について", "高齢者の方へ", "障害者の方へ", "事業主の方へ", "事業者の方へ", "振替の方へ", "月間大会", "資料情報", and "情報公開個人情報". The main content area is titled "職場適応援助者助成金" and lists the following information:

- 職場適応援助者助成金には次の種類の助成金があります。
- I 第1号職場適応援助者助成金
- II 第2号職場適応援助者助成金
- I 第1号職場適応援助者助成金
- 1 支給対象法人
- 社会福祉法人その他障害者の雇用促進に係る事業を行う法人(以下「法人」)で、次のいずれにも該当する法人です。
- (1) 障害者、その他職場適応援助者による援助が特に必要であるとして機構が認めるものであって、職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めるものに対して、職場に適応することを容易にするための第1号職場適応援助者による援助の事業を行う法人

(参考-2)

第1号職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修について

独立行政法人
高年齢・障害者雇用支援機構

サイト内検索 | 検索 | 後索

トップページ | 機構について | 高齢者の方へ | 障害者の方へ | 事業主の方へ(高齢者雇用) | 事業主の方へ(障害者雇用) | **支援者の方へ(障害者雇用)** | 月間大会 | 資料情報 | 情報公開 | 個人情報

トップ > 支援者の方へ(障害者雇用)

支援者の方へ(障害者雇用)

調査研究活動 | 効果的な職業リハビリテーション法の開発 |
専門職員の養成と研修(職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修含む) |
助成金について | 国際活動に対するニーズ | 職業能力開発関係各報告書について |
就労支援機器情報 | 在宅就業 |

調査研究活動

障害者職業総合センター研究部門では、職業リハビリテーションサービスの基盤整備を目的とし、障害者雇用に関する研究・調査・開発、情報の収集・提供を行っています。

▶ 障害者職業総合センター研究部門ホームページ

障害者職業総合センター

1 障害者・事業主のニーズを踏まえた研究開発
地域障害者職業センター等の施設や、教育・福祉機関等のニーズを踏まえつつ、職業リハビリテーションや障害者雇用施策に関連する次の

(参考-3)

当機構以外の養成研修機関

□ 厚生労働省認可(現在:4ヶ所)

(民間法人機関が指定を受けて実施:有料)

① 特定非営利活動法人 ジョブコーチ・ネットワーク

(東京都及び近郊県)

② 特定非営利活動法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク

(大阪府)

③ 特定非営利活動法人 ぐらしえん・しごとえん

(静岡県)

④ 特定非営利活動法人 全国就業支援ネットワーク(大阪府)

★研修日程等は、インターネットで

